

令和5年度 就学援助の手引

～新入学学用品費 入学前支給用～

就学援助とは？

経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、新入学学用品費・学用品費・クラブ活動費・修学旅行費・校外活動費・PTA会費など、必要な教育費の援助を行う制度です。

根室市では、入学準備に充てていただくための「新入学学用品費」を入学前に支給するようしております。

この援助の申請対象となる方

令和6年4月に根室市立小学校・義務教育学校に入学する児童を有する保護者で、次にいずれにも該当する方

- 同一生計世帯の年収の合計が一定の基準(生活保護基準額の1.5倍)を超えない方
 - 下記のいずれかに該当する方
- | | |
|--|---|
| 1 生活保護が停止又は廃止された方 | 9 市民税が減免された方 |
| 2 国民年金保険料が減免された方 | 10 固定資産税が減免された方 |
| 3 国民健康保険税が減免又は徴収猶予された方 | 11 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方 |
| 4 個人事業税が減免された方 | 12 PTA会費、学級費などの学校納付金の減免が行われている方 |
| 5 児童扶養手当が支給された方 | 13 学校納付金の納付状況の悪い者や学用品費等に不自由している者等、生活状態が極めて悪いと認められる方 |
| 6 生活福祉資金の貸付を受けた方 | 14 経済的理由により欠席日数の多い児童・生徒の保護者 |
| 7 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する職業安定所登録の日雇労働者である方 | |
| 8 市民税が非課税となった方 | |

受けられる援助費目

1. 新入学学用品費（令和6年度新小学校等1年生・令和5年度の小学校等6年生）
2. 学用品費
3. 通学用品費（第1学年は除く）
4. 校外活動費
5. 体育実技用具費
6. 修学旅行費
7. クラブ活動費
8. 生徒会費
9. PTA会費
10. 卒業アルバム代等

※ 支給額は国又は教育委員会で定めた額となります。

1 申請に必要な書類

本書には、申請に必要なとされる様式を次のとおり添付しています。

・就学援助認定申請書（兼世帯票）（第1号様式） 1部 ・課税台帳等閲覧同意書 1部
※記入例（就学援助認定申請書・依頼書） 各1部

これらのうち、ご家庭の状況によっては提出不要の様式もありますので、下記に該当する箇所をご覧のうえ、使用する様式をご確認ください。

●上記以外の方（準要保護者）

次の書類が必要です。

- ① 「就学援助認定申請書（兼世帯票）（第1号様式）」
※ 世帯構成員が多く、全員の氏名等が書けない場合は、裏面世帯票（第1号様式の1）をご利用ください。
※ 同居するなど生計が同一となっている人全てが記載対象となります。

② 収入関係書類（各自ご用意ください）

世帯の中で収入のある方全員について、下記に該当するものを全て添付してください。

給与所得者（パート含む）	令和4年分給与所得源泉徴収票の写し ※源泉徴収票がない場合は、勤務先から「給与支払証明書」の発行を受け、その写しを添付してください。 ※確定申告を行っている場合は、所得税の確定申告書（控）の写しを添付してください。（この場合、源泉徴収票の写しは不要です）
自営業者	令和4年分所得税の確定申告書（控）の写し
児童扶養手当受給者	児童扶養手当証書の写し
年金受給者（遺族年金を含む）	令和4年分年金所得源泉徴収票の写し ※年金改定通知書の写し等の書類では受付できません。
その他の収入のある方 （生命保険受領金、拿捕補償金等）	それらの収入を証明する書類の写し

※ 年金受給者であっても、仕事に就いている場合は、該当する書類を全て添付してください。

③ 課税台帳等閲覧同意書（無職、無収入の方がいる場合のみ）

世帯の中で学生（児童・生徒を含む）及び年金生活者を除き、昨年1年間が無職又は無収入の方がいる場合は、課税台帳等閲覧同意書を提出してください。例年7月頃に課税情報が確定しますので、教育委員会で調査を行い、無職又は無収入の状況を確認します。

※調査の結果、無職又は無収入ではないことが判明したときは、当該収入を含めて再度審査を行い、収入の基準額を超えた場合は、認定を取り消し、支給した援助費の返還を命じることとなります。

④ その他

初めて申請する方、または振込み口座を変更される方は、振込み口座確認ができるよう通帳の表紙を開いた最初のページ部分の複写を添付してください。

※書類を省略できる方

就学している兄弟姉妹がいるご家庭で、令和5年度に就学援助の認定を受けている場合は、上記②～④の書類を省略することができます。

2 「就学援助認定申請書」の記入方法について

●添付書類が用意できたら、「就学援助認定申請書」の太枠内をご記入ください。

- ①「就学援助認定申請書」は、お子さんの在学学校ごとに1部必要です。
小学校と中学校にそれぞれ新1年生のお子さんがある場合、申請書は小学校用と中学校用を1部ずつ作成し、提出提出する必要があります。申請書の様式が不足する場合は、コピーを取るか、学校から様式の追加配布を受けてください。
- ②申請書は、全て令和6年4月1日現在（新年度）の内容で記入してください。
※お子さんの学校名・学年の書き間違いなどにご注意ください。
- ③書き損じた場合は、新たな申請書に書き直すか、書き損じた個所に訂正印を押してください。
※修正液等は使用しないでください。
- ④生活保護を受けている方は、今回対象外となります。

●具体的な記入方法（記入例もあわせて参照ください。）

- ①「在学学校名」欄
・入学予定の学校名を記入してください。
- ②「申請年月日」欄
・申請書を提出する日付を記入してください。
- ③「在学児童・生徒」欄
・「在学学校名」欄で記入した学校に在学する児童または生徒全員（新1年生も含む）について記入してください。
- ④「保護者（申請者）」欄
・保護者となる方の氏名、住所、電話番号、金融機関の口座番号を記入し、申請印を押印してください。
・金融機関の口座番号は、申請者本人の名義のものに限ります。
・印鑑について、シャチハタ印等は認めません。
- ⑤「家族の状況（在籍児童・生徒は除く）」欄
・在学する児童または生徒を除き、生計を共にしている方（同居者含む）全員について、記入例のとおり必要事項を記入してください。
・「昨年1年間の収入額」については、前年（令和4年1月～12月）の給与収入（賞与含む）及び事業所得・年金（遺族年金を含む）・その他の収入（生命保険受領金や拿捕補償金等）の金額をそれぞれ記入してください。
・児童手当及び児童扶養手当の受給額をそれぞれ記入してください。（該当する場合）
・収入額は全て年額で記入してください。
- ⑥「住宅の状況」欄
・ご自宅の状況について該当するものを○で囲み、家賃・地代が発生する場合はその月額を記入してください。
・地を一括払いしている場合は、その額を月数で割った額（1円未満の端数は切捨）を記入してください。
・住宅ローンの返済は記入しないでください。
- ⑦「援助申請理由」欄
・該当する番号を全て○で囲みます。
・生活保護が停止又は廃止された場合は、その措置年月日を記入してください。
・児童扶養手当が支給された場合は、証書を確認のうえ、記号及び番号を記入してください。
・該当する番号がない場合は、援助を必要とする理由を具体的に記入してください。
（例：「〇〇が病気のため就業できず収入がないため」や「収入が少ないため」など。）
- ⑧「委任状」及び「同意書」欄
・保護者（申請者）の名前を記入し、委任印を必ず押印してください。
・印鑑については、シャチハタ印等で押し方により変形する印影の印鑑は認めません。
・「同意書」欄に押印がない場合は認定できないので、必ず押印してください。

3 書類の提出方法

申請書類の記入が終わりましたら、添付書類と一緒に下記期日までに教育委員会に提出してください。

●受付期間、支払時期及び提出先

(新小学校等1年生)

受付期間	支払時期	提出先
令和5年12月1日～令和6年1月31日	令和6年2月20日(予定)	根室市教育委員会
令和6年2月1日～令和6年3月29日	令和6年2月20日以降随時	根室市教育委員会

(新中学校等1年生(現在小学校等6年生))

区分	支払時期	提出先
令和5年12月1日～令和6年1月31日	令和6年2月20日(予定)	在学小学校等
令和6年2月1日～令和6年3月29日	令和6年2月20日以降随時	在学小学校等

※現在小学校等6年生は申請書を受け付けた月からの認定となりますので、新入学学用品費以外の費目は随時支給します。(年度途中のいつでも申請していただけます。)

●留意事項

- ① 今回の申請は「令和5年度就学援助」の新入学学用品費入学前支給に係る申請手続きのため、「令和6年度就学援助」をご希望する場合には、別途申請していただく必要があります。(収入審査の基準が違いますので、審査結果が異なる場合があります。)
- ② 今回の新入学学用品費の支給を受けた方は、「令和6年度就学援助」の新入学学用品費は対象となりません。
- ③ 令和6年4月に根室市内の小中学校等に入学しない場合は、支給の対象となりません。また、入学前に支給を受けた場合で転出した方は、全額返還していただくこととなります。
- ④ 「家族の状況欄」に記載する家族については、戸籍で世帯を分けていても、同居するなど生計を同一にする場合は全員を記載してください。
生計を同一にする場合とは、「親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。」とされていますので、このような場合は戸籍上の世帯が別であっても正確に記載のうえ申請してください。
正しく記載されていないことが判明した場合は、認定を取消しするとともに支給した援助費の返還を命じることとなりますので、承知のうえ申請してください。

●問い合わせ先

根室市教育委員会 教育総務課学校教育担当

〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地

電話：23-6111(内線2416)